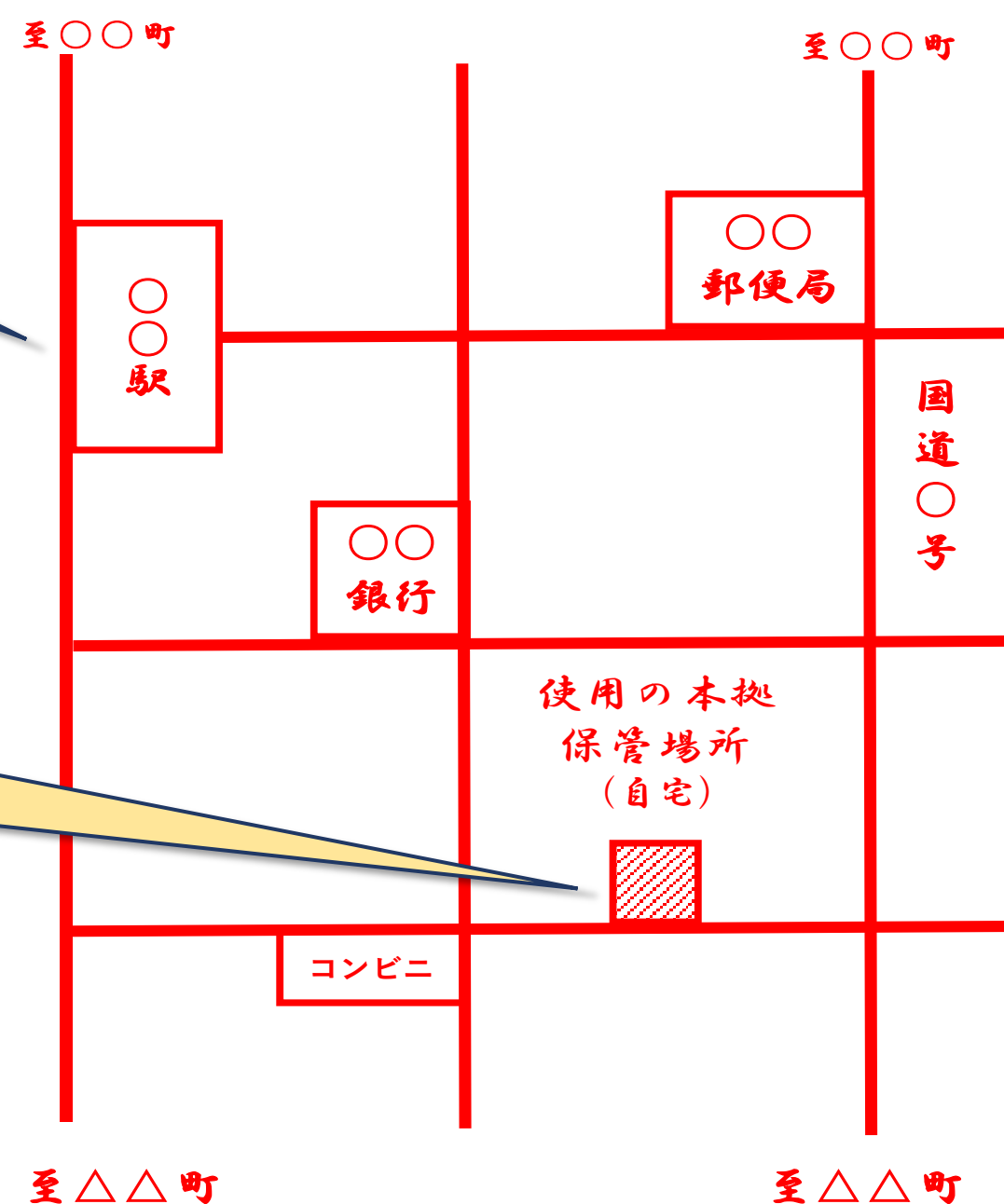


【記載例】 O S S 電子申請用 所在図

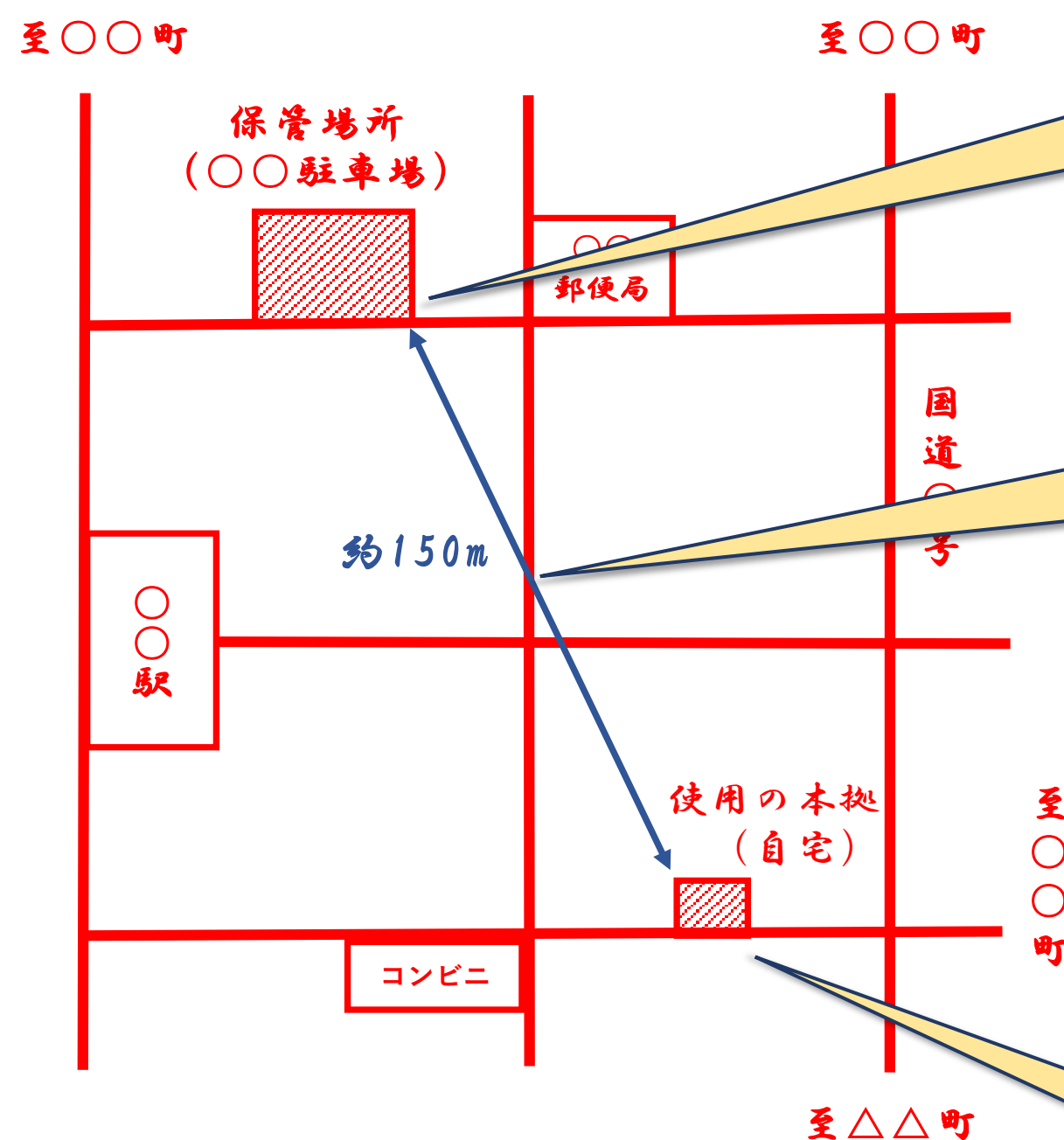
第8号様式（第4の2(3)関係）

保管場所の所在図（電子申請用）

自宅を保管場所として申請する場合



自宅から離れた月極駐車場を保管場所として申請する場合 （「使用の本拠」と「保管場所」の位置が異なる場合）



- 備考 1 本様式の代わりに、地図のコピーを送信できる。（著作権の権利を侵害することのないように留意してください。）
2 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。
- 注意 1 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。（※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）
2 本様式をスキャナーで読み込み、OSS申請のため送信する際は、画像の向きに留意してください。

※ 所在図を記載する際は、枠内全体を使用し、大きく鮮明に記載してください。

【作成上の注意事項】

- ※ 本様式によらず、必要事項を書き込んだ地図のコピーを使用することも可能です（地図の使用については、著作権を要確認。また、薄く、不鮮明な地図は使用不可）。
- ※ 「配置図」には、「**使用の本拠**」及び「**保管場所**」を明記してください（「使用の本拠」は自宅やマンション等の建物、「保管場所」は車庫又は駐車場等となります。）。
- ※ 「配置図」を記載する場合は、文字は大きく鮮明に、線は太めに記載してください。不鮮明な「配置図」は、補正指導の対象となります。
- ※ 補正指導により訂正を行う場合は、「配置図」原本の訂正箇所を二重線等で消去し、正しい内容を記載の上、再度スキャナー等で取り込んでください（押印は不要です。）。

【その他の注意事項】

- ※ 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類（「所在図」等）を作成することは法律で禁止されています。（罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）
- ※ 本様式をスキャナーで読み込み、OSS申請のため送信する際は、「配置図」の左側面がパソコン画面上で上になるように設定してください。画像の向きが異なる場合で、「配置図」の記載が識別困難となる場合（文字が小さい場合等）は、補正指導の対象となる場合があります。

幹線道路や目標となる建物等を記載し、自宅の位置関係が分かるように記載する。

自宅が「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」になるため、地図上にも「使用の本拠」、
「保管場所」と明記する。

月極駐車場が「保管場所の位置」になるため、地図上にも「**保管場所**」と明記し、
駐車場名も記載する。

直線で結び、距離を記載する（直線距離で2kmを越えないことが保管場所としての要件）。

自宅が「使用の本拠の位置」になるため、地図上にも「**使用の本拠**」と明記する。